

減量化等計画書の記入方法

本通知は、下記の、のいずれか若しくは両方に該当する事業者に対し送付しています。

事業の用に供する建物の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所を所有又は占有する事業者

本市のごみ処理施設への搬入実績、または一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入予定量から、年間36t以上の搬入実績・予定のある事業者

減量化等計画書の記入に当たっては、記入例と注意事項の他、下記の事項を参考にしてください。

注意事項と重複している部分もございます。

番号の記載

封筒の宛名の右上に記載されている番号を、ご提出いただく、減量化等計画書の回答者の上の で囲まれた空欄に記入してください。

この番号で、対象の各事業者を識別しているため、必ずご記入ください。

回答者

原則として、封筒の宛名の事業所名、住所等を記入してください。

送付された封筒の宛名と違う場合は、正しい事業所名等をご記入のうえ、ご提出ください。

本社等が一括して提出する場合も、対象となる事業所の名称等をご記入し、ご提出ください。

本社や管理者等の名称で提出される場合は、空欄に対象の事業所名を記載するか、必ず対象の番号を空欄に記入してください。

Q1 一般廃棄物の処理方法

・「**ア 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している**」を選択場合は、その業者名を記入してください。記入に当たっては、委託している業者に必ず、「**一般廃棄物収集運搬業**」の許可を相模原市より取得しているか確認のうえ、記入してください。

委託している業者が、上記の許可を取得していない場合は、「オ その他」に業者名を記入してください。

・自社で市処理施設へ搬入している場合は、「**イ 自社で清掃工場に搬入**」を選択してください。

・自社でごみ処理機(生ごみ処理機や破砕機等)を所有し、当該処理機で処理を行っている場合は、「**ウ 自社内で処理**」を選択してください。

・本社や系列会社等が一括して処理している場合は、「**エ 系列会社等が一括回収処理**」を選択してください。

・上記以外の場合は、「**オ その他**」を選択し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

ごみ集積場所(自治会のごみ置場)へ出していると記載して提出されている事業者が見受けられますが、**事業活動に伴って発生したごみ(事業系ごみ)については、ごみ集積場所へ出すことは禁止されています。**

適正な処理方法に従って、処理を行ってください。

適正な処理方法については、「**事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン**」に記載してごさいます。このガイドラインは、市ホームページに掲載されておりますので、お手元がない場合はご覧ください。

Q2 資源化可能物の排出方法

・Q1で「**ア 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託**」を選択し、同じ業者に資源化可能物の回収を委託している場合は、「**ア 一般廃棄物収集運搬許可業者が一括して処理**」を選択し、該当する資源品目にをつけてください。

その他には、ペットボトルや鉄くず等の産業廃棄物は記入しません。

・一般廃棄物収集運搬許可業者以外の業者に委託している場合は、「イ 資源化業者等に委託」を選択し、下表に該当する事項を記入してください。

資源化物の欄には、アの資源品目名を記入してください。

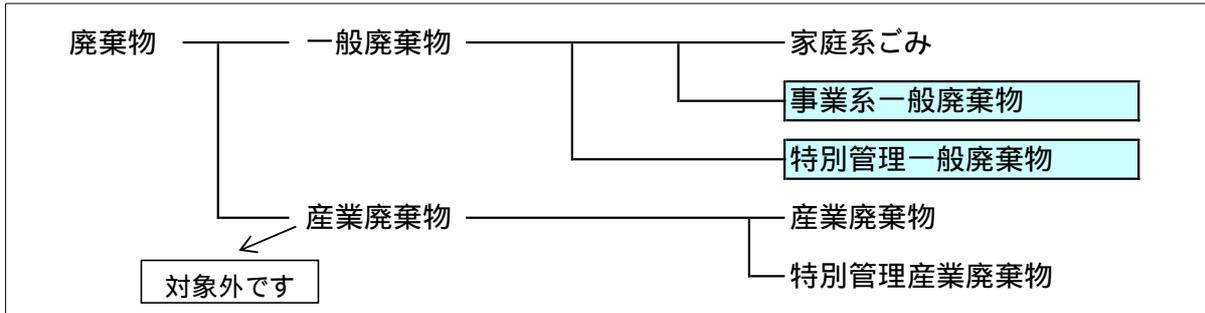
・上記以外の場合は、「**ウ その他**」を選択し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

再生原料を使った商品の製作・販売状況

自社で、再生原料を作成、若しくは購入し、その再生原料を基に作成した商品を作成している場合、その再生原料及びどのようなように作成し、どのような商品なのかを記載してください。また、販売している場合も、同様に記載してください。

処理実績記入対象廃棄物

処理実績(数値)を記入する表には、**事業系一般廃棄物のみ**を記入してください。**産業廃棄物(廃プラや金属くず等)**は記入の対象外になりますので、ご注意ください。
 下図の廃棄物の区分において で囲った部分が記入対象廃棄物です。



【主な事業系一般廃棄物】

事業系一般廃棄物の代表例	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所、商店等から出る紙くず、茶殻等の雑ごみ 2 飲食店、従業員食堂から出る残飯 3 卸小売業から出る野菜くず、魚介類等 4 製品たる肉骨粉等が廃棄物となったもの 5 福祉施設等から出る使用済紙おむつ 6 施設の維持管理等から出る木くず・草
特別管理一般廃棄物の代表例	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む又は恐れがある一般廃棄物

【産業廃棄物】

以下のものが産業廃棄物です。産業廃棄物は記入の対象外ですので、記入しないでください。 空き缶と空き瓶については、本来産業廃棄物ではありますが、例外として記入してください。	
業種限定なし (どの業種から出ても産業廃棄物となるもの)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
業種限定あり (特定の業種から排出された場合のみ、産業廃棄物となるもの)	紙くず(建設業、製紙業等)、木くず(建設業、木材製造業等)、繊維くず(建設業、繊維工業に係る天然繊維)、動植物性残さ(食料品製造業等において原料として使用した固形状の不要物)、動物系固形不要物(と畜場において処分した獣畜等)、動物のふん尿(畜産農業)、動物の死体(畜産農業)

紙くず、木くず、繊維くずの建設業では、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限ります。

貨物の流通に使用したパレット、パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材については、業種に係わらず産業廃棄物(木くず)に該当します。

繊維くずにおいて、繊維工業に係る天然繊維でも衣服その他の繊維製品製造業は除きます。

動物のふん尿においては、畜舎廃水を含みます。

【主な産業廃棄物】

主な産業廃棄物は以下のとおりです。
 ・廃動植物性油 ・廃ペットボトル ・プラスチック製品(ビニール含む) ・鉄くず ・アルミ製品 など